王子グループ責任ある AI 方針

1．基本的な考え方

王子グループは、人工知能（以下、「AI」）が業務の効率化、生産性の向上およびイノベーションの創出に寄与する重要な技術であると認識し、その適切な活用を推進します。
一方で、AIの利用は、人権、プライバシー、公平性、透明性および情報セキュリティ等に対する負の影響を生じさせる可能性があります。

そのため、私たちは、「王子グループ人権方針」に則り、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」および ILO「多国籍企業宣言」に基づき人権尊重への取り組みを推進しており、「国際人権章典（世界人権宣言及び国際人権規約）」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言※」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」等の国際規範や、これに基づく先住民族の権利に関する「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意」に関する権利等の国際人権を支持・尊重します。また、私たちは、人権の尊重、公平性、透明性、セキュリティ等を掲げる OECD AI 原則 2024 を尊重します。

本方針は、「王子グループ人権方針」に基づき、AI の利用に関連する人権上のリスクへの対応に関する基本的な考え方を定めるものです。

私たちは、主としてAIの利用者としての立場を踏まえ、人権尊重とAI活用による価値創出の両立を目指し、責任ある AI 利用を推進します。

※ 中核的労働基準「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「雇用及び職業における差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」「安全で健康的な職場環境」を含む。

2．適用範囲

本方針は、当社グループの役員および従業員による AI システム、AI モデル、生成 AI その他 AI を活用したサービスおよびツールの利用に適用します。

3．責任ある AI 利用の基本原則

3.1 人権の尊重

私たちは、AI の利用に伴う実際または潜在的な人権への負の影響について、人権デュー・ディリジェンスの枠組みを活用し、継続的な特定、評価とその優先付けを行い、その防止および軽減を実施します。
AI の利用を通じて、当社グループが人権への負の影響を引き起こし、助長し、または事業関係を通じて直接関連する可能性を認識し、AI 利用に関連する顕著な人権リスクを特定し、対応します。

3.2 データプライバシーの尊重

私たちは、AI の利用に際して取り扱う個人情報その他のデータについて、適用法令および社内規程に従い、適法かつ適切に取得、利用、保存および管理します。
また、AI への入力情報および AI が生成する情報の取扱いにおいて、プライバシーおよび個人情報を保護します。

3.3 サイバーセキュリティの確保

私たちは、AI システムおよび AI 利用に関連する情報を、不正アクセス、情報漏えい、改ざん、サイバー攻撃その他の脅威から保護するため、適切な情報セキュリティ対策を講じます。
また、AI 利用に関連するセキュリティインシデントが発生した場合には、既存の情報セキュリティ管理体制に基づき、調査、対応、是正措置および予防措置を実施します。

3.4 公平性および潜在的バイアスの回避

私たちは、AI の利用において、不当な差別、偏見または不合理な不利益を生じさせません。
AI の利用結果が個人または集団に影響を及ぼす場合には、利用するデータ、AI の出力結果および利用方法に潜在的なバイアスが含まれる可能性を認識し、その用途およびリスクに応じた確認を行います。
また、AI の利用結果については、必要に応じて公平性の観点から確認を行い、その結果を踏まえて不当な差別や偏見を防止・軽減するための措置を講じます。

3.5 人による適切な監督および介入（Human-in-the-Loop）

私たちは、雇用、人事、労働条件、取引その他の個人または組織の権利または利益に重大な影響を与える意思決定について、AI の出力のみに依拠して判断を行いません。
当該意思決定については、人による効果的な監督を確保し、人が AI の結果を確認するとともに、必要に応じて介入、修正、上書きまたは上位者や関係部門への報告・相談（エスカレーション）を行います。最終的な判断および説明責任は人が担います。

3.6 透明性

私たちは、AI の利用状況、利用目的、機能、限界、利用するデータの性質および想定されるリスクについて、適切な透明性を確保します。
人が AI とやり取りしている場合には、そのことが適切に認識できるようにします。

3.7 説明責任

私たちは、AI を利用して生成された結果または AI を活用した意思決定について、AI そのものではなく、AI を導入または利用する組織および担当者が責任を負うことを明確にします。
また、AI 利用に伴うリスク管理、法令遵守および本方針の運用について責任を有する部門または担当者を明確化します。
AI の利用に起因して、人権への負の影響その他の問題が発生した場合には、その原因を調査し、必要な是正措置を講じるとともに、再発防止を実施し、必要に応じて救済を提供し、または救済に協力します。

3.8 AI 利用の範囲および限界

私たちは、AI について、許容される用途、利用目的、実行可能な機能および利用上の限界を明確にします。
また、目的外利用または意図しない利用を防止するため、必要に応じて利用条件、利用権限、機能制限その他の管理措置を設け、上位者または関係部門への報告・相談の仕組みを整備します。

4．AI に関するデュー・ディリジェンス

私たちは、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」において記述される手順に従って人権尊重の責任を果たすため、影響を受けるまたは影響を受ける可能性があるステークホルダーとの有意義な対話を踏まえて人権デュー・ディリジェンスを実施しています。AI 利用においても、それを通じて引き起こされ、助長され、もしくは直接関連する実際または潜在的な人権への負の影響を特定、評価および優先付けし、防止・軽減するとともに、対応の実効性を継続的に追跡・検証し、その対応状況について適切に情報提供します。

また、当社グループが人権への負の影響を引き起こし、または助長したことが明らかになった場合には、救済を提供し、または救済に協力します。

5．苦情処理および救済

私たちは、AI 利用に関連する人権への負の影響に関する懸念について、「王子グループ人権方針」に基づく既存の苦情処理メカニズムを通じて相談、通報または苦情を受け付けます。

受け付けた懸念等を適時に調査し、必要に応じて救済を提供し、または救済に協力します。また、善意で懸念等を申し立てた者に対する報復または不利益な取扱いを認めません。

6．教育および啓発

私たちは、役員および従業員が AI を適切かつ責任ある方法で利用できるよう、人権、情報セキュリティ、プライバシー保護、公平性および AI の適切な利用に関する教育および啓発を実施します。

7．ガバナンス

私たちは、人権尊重へのコミットメントを果たす上で重要な事項について、サステナビリティ推進委員会（委員長：CEO、委員：全カンパニープレジデント他）で審議し、取締役会が監視・監督します。AI 利用に関連する人権への負の影響への対応もこれに準じます。

AIを利用する部門は、本方針の実施およびAI利用に伴うリスクの一次的な管理責任を担います。サステナビリティ推進委員会は、本方針の実施状況ならびに重大な AI 関連人権リスクおよび対応措置を確認し、重要事項を取締役会に報告します。

8．継続的改善

私たちは、法令、国際基準、技術動向および社会的要請の変化に加え、人権デュー・ディリジェンスの実施結果およびステークホルダーからの意見を踏まえ、本方針および関連する取り組みを継続的に見直し、改善します。

9．制定および承認

本方針は、王子ホールディングス株式会社取締役会の承認を得て制定し、一般に公開します。

制定日：2026 年 11 月 24 日

王子ホールディングス株式会社

代表取締役社長執行役員 CEO

磯野裕之